

デイサービス十和の里よつくら 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社宗里が開設する指定地域密着型通所介護事業所であるデイサービス十和の里よつくら（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護及びいわき市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービスとしていわき市が定めるもの。以下、「通所型サービス」という。）（以下「指定地域密着型通所介護等」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定地域密着型通所介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定地域密着型通所介護においては、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

通所型サービスにおいては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに介護技術の進歩に対し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

3 指定地域密着型通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

通所型サービスにおいては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

6 事業の実施に当たっては、いわき市をはじめ、保健・医療・福祉サービス機関・団体等との密接な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

7 前各項のほか、「いわき市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月27日いわき市条例第71号）」、「いわき市介護予防・日常生活

支援総合事業実施要綱（平成 29 年 8 月 1 日制定）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （１）名 称 デイサービス十和の里よつくら
- （２）所在地 いわき市四倉町字鬼越 2 4 0 番地の 8 1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （１）管理者 1 名（常勤専従）

管理者は、事業所の従業者の管理及び通所介護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- （２）生活相談員 1 名以上（サービス提供時間帯を通じて配置）

生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練及び相談援助等の生活指導を行う。

- （３）看護職員 1 名以上

看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

- （４）介護職員 2 名以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

- （５）機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（営業日、営業時間及びサービス提供時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （１）営業日

月曜日から金曜日までとし、国民の祝日（振り替え休日を含む）も営業日とする。
ただし、土曜日、日曜日及び年末年始（12月30日から1月4日）を除く。

- （２）営業時間

午前 8 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分までとする。

- （３）サービス提供時間

午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分までとする。

延長時間は、午前 7 時 0 0 分から午前 9 時 0 0 分まで及び午後 4 時 0 0 分から午後 1 0 時 0 0 分までとする。

（事業所の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、1日1単位15名とする。

(事業内容)

第7条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 日常生活援助
- (2) 入浴
- (3) 食事の提供
- (4) 生活指導（相談・援助等）
- (5) 機能訓練
- (6) 口腔機能向上に関する支援
- (7) レクリエーション
- (8) 健康チェック
- (9) 送迎

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 食事の提供に要する費用については、750円を徴収する。
- 3 おむつ代については、実費を徴収する。
- 4 その他、指定地域密着型通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 5 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 6 指定地域密着型通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明を行い、利用者又は家族の同意を得るものとする。
- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明を行い、利用者又は家族の同意を得るものとする。
- 8 利用のサービス提供をキャンセルした場合のキャンセル料については、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合で、連絡があったときのキャンセル料は不要とする。ただし、連絡がない場合はキャンセル料を徴収することができるものとする。
- 9 利用者の希望により、通常のサービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、30分あたり500円を負担するものとする。ただし、最大で2時間を超えることはできない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、いわき市とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

(2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。

(3) 介護支援専門員とよく相談し、サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。

(4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い、事故のないよう取扱いに充分注意すること。

(5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参すること。

(6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。

(7) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証、介護保険負担割合証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。

(8) 第13条に定める非常災害対策には可能な限り協力すること。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、サービス提供中に利用者に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って対応するなど必要な措置を講じなければならない。

主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事業所は、前項又は第2項の事故の状況及び事故に際してとった処置の状況について記録をするものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

2 前項の非常災害対策に対する具体的計画は、施設の置かれた状況により、火災、風水害、地震、津波その他の災害の態様ごとに立てるものとする。

3 事業所は、非常災害に備えるため、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難又は救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(苦情処理)

第 14 条 指定地域密着型通所介護等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した通所型サービスに関し、介護保険法第 115 条の 45 の 7 の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解をあらかじめ書面により得るものとする。

3 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（インターネット回線等を活用して行うことがで

きるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第16条の2 事業所は、指定地域密着型通所介護等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 前項の身体的拘束等を行ったときは、事業所はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともにこれを2年間保存する。

(地域との連携など)

第17条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

2 事業所の行う指定地域密着型通所介護等を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又はいわき市の職員、指定通所介護等について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。

4 前項の運営推進会議において、事業者は活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

5 前項の報告、評価、要望、助言等については記録を作成するとともに当該記録を公表する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(記録の整備)

第19条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておくものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 通所介護計画及び介護予防・生活支援サービス計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、従業員の資質向上のために必要な研修の機会を設けるものとする。

2 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員及び介護に必要となる資格を有する者を除く従業員に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社宗里と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

十和の里よつくら運営規程、通所介護事業所デイサービス十和の里よつくら指定第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）運営規程は、この規程施行のとき廃止する。

この規程は、一部を改正して令和6年4月1日から施行する。

この規程は、一部を改正して令和8年4月1日から施行する。

この規程は、一部を改正して令和8年6月1日から施行する。

この規程は、一部を改正して令和8年9月9日から施行する。